

## 第21回武蔵野市における地上部街路に関する話し合いの会 議事要旨

1. 日 時 平成 27 年 7 月 9 日（木曜日） 19:00-21:00
2. 場 所 武蔵野商工会館 4 階市民会議室
3. 出席者 構成員 17 名（敬称略）  
濱本勇三、原利子、中村和子、河田鐵雄、古谷圭一、大島陽一、  
西村まり、黒木泰二郎、城戸毅、小林英一郎、佐藤誠、恩田秀樹、  
山家恭介、大畑俊和、児玉憲一、武田光一、安西崇博

### 4. 資料一覧

次第

- |                |   |         |
|----------------|---|---------|
| 資料 21-1        | 第 20 回議事録                               |         |
| 資料 21-2        | 第 20 回議事要旨                              |         |
| 資料 21-3        | 構成員名簿                                   |         |
| 参考資料(第 21 回)   | 第 20 回ご意見カード                            |         |
| 資料 10-9        | 地域危険度および武蔵野地域に関する現状・課題データ集（改訂版）         | （黒木構成員） |
| 資料 15-4        | 武蔵野市地上部街路話し合いの会資料 9-6 に関する質問            | （古谷構成員） |
| 参考資料 2(第 17 回) | 資料 9-5 に対する安西答弁に対する質問                   | （古谷構成員） |
| 資料 9-5         | 外環の地上部街路（外環ノ 2）についての主張（確認）              | （濱本構成員） |
| 資料 9-6         | 東京外かく環状道路の主な経緯<br>（「外環の 2」「武蔵野市」を中心にして） | （西村構成員） |

## 5. 議事

冒頭に、事務局から4月の人事異動により変更となった構成員の紹介と本日の進行の確認が行われた。(1-2 ページ)

### A. 議事録及び議事要旨について

前回の議事録、議事要旨の確認が行われ、公表する旨となった。(2 ページ)

### B. 報告事項

「平成26年5月に発表した方針は、平成15年3月に東京都と国で発表した方針から考え方が変わっているのではないか」、との濱本構成員の意見について、武田構成員から説明が行われた。

(武田) 考えを変えたということではありません。引き続き広く意見を聴きながら検討を進め、都市計画に関する都の方針を取りまとめていこうと考えています。記載の仕方が悪かったところは反省をさせていただきたいですが、気持ちを変えたものではないと理解いただきたいと思います。(4-5 ページ)

これに対して、佐薙構成員と濱本構成員から下記通り意見と質問があった。

(佐薙) 地元の意向という言葉を使いましたが、地元の意向などといったことはありますか。我々は地元に近いところに住んでいるが、策定区域の中の被収用関係人になる人と、説明する1枚目の人のことを地元というのです。そのところを間違えてはだめです。地元の意向では、かなり大多数の反対が出てくると思います。そういうことを腹にすえて、こういう会議をやってください。(5 ページ)

(濱本) 東京都は三つの条件の中で、代替機能を確保して外環の2は廃止するということを言っていますが、そういうことではなく、廃止を含めて話し合いをするのが基本だと思う。だから、武田さんの今の答弁で、そういうことでよいのかどうか、もう一度確認しておきます。(5 ページ)

濱本構成員の質問に対して、武田構成員から下記の通り回答があった。

(武田) 色々なご意見を頂戴して、その中で都としてどうしていいかというところですので、今はまだ、代替機能を含めて話をしているわけではないので、濱本構成員がおっしゃったような理解でいいのかなと思っております。ただ、三つの考え方という基軸はあると思っています。それだけに限定してとは、今、考えていません。もう少し幅を持たせて意見を聴かせていただきたいと思います。何かしら議題というか、題材を用意しないといけませんから、三つのものをベースで話をさせていただきたいと思っています。今みたいな廃止を含めてという部分を強調されるような意見は、それはそれとして、我々としては賜りたいと思います。(6-7 ページ)

練馬区内の道路整備に関する濱本構成員の意見について、武田構成員から説明が行われた。

(武田) 東京都は各区市町と連携して、概ね10年ごとに都市計画道路の整備方針を策定しています。その中で、地域の実状や区市町の意向等を勘案し、区市町と連携を図りながら優先的に整備する路線を選定し、都市計画道路の効率的な整備等に努めています。また、区、市、町で行うべきものの役割を分担して整備を進めています。

外環の2は、整備方針の中で優先整備路線ではなく要検討路線という位置付けになっています。高速道路が大深度地下にされたので、検討が必要な路線となっており、代替機能やまちづくりなどの観点から、線形、幅員、構造等を含めて見直していくべき路線に位置付けられています。前回質問の中で、なぜ外環の2だけを急いでいるのかというような意見がありましたが、これは要検討路線であり、今、検討しているところですので、まだ事業化に至る道路ではないとご理解いただきたいと思います。(8-9 ページ)

続いて、練馬区西部の優先整備路線とその整備状況について、安西構成員から説明が行われた。(9-10 ページ)

これに対して、濱本構成員から下記の意見と質問があった。

(濱本) 練馬の南北道路はたくさん予定がある。調布保谷線も、武蔵野市以北は全然できていない。なぜこれらの優先整備路線を進めずに、外環の2だけを進めなければならないのか。また、外環の2は優先ではなくて、要検討なのか。それだと、全然やらなくてもいいではないですか。

また、これらの着手していない路線は、いつ頃から着手するのか、練馬区と東京都で、調整していただけませんか。(10-11 ページ)

これに対して、武田構成員から下記の通り回答があった。

(武田) 要検討路線なので事業をしないという考えは持っていません。優先整備路線は、できるだけ早くやっていくべき道路です。要検討路線は、検討すべき課題がある路線で、解決できたものについては随時やっていく考えを持っています。

練馬区間については、22mという幅員に都市計画変更をさせていただいた。それでいつから工事ができるのかということについてですが、道路事業は非常に時間がかかり、なかなかできていないのが実態です。そのため、優先整備路線の中でも条件が整ったところ、地元との話し合いが進んだところ等をやらせていただく。もしくは、緊急に処理しなければいけないとこ

ろをやらせていただいています。

もう 1 点、いつから着手していけるのかということですが、練馬区と相談しても回答を得られるものではないと思います。事業着手にあたっては、財源が非常に大きな問題になり、何年も前から国に補助金の申請等のやりとりもしながら進めていきますので、次回までに答えるというのは、申し訳ないですが、不可能だとお答えさせていただきます。(11-12 ページ)

これに対して、濱本構成員から下記の通り意見があった。

(濱本) わかりました。今言ったように優先路線と要検討路線があるということであれば、優先路線を先にやっていただき、その後で、本当に外環の 2 が必要なかどうかを議論して、もう一度検討して欲しいと思います。(12 ページ)

さらに、小林構成員から下記の通り質問があった。

(小林) 要検討路線、優先整備路線というのは都市計画の中の名称なのですか。都市計画の 40m は変わっていないわけです。ということは、いろいろな都市計画に基づく規制は生きているということで、住民に対してずっと続くという理解でいいですか。外環の 2 の必要性というのは、外環との調整が必要で、それに伴って周辺の道路を整備しなければならないという話だったと思うのですが、その辺との調整はどう理解したらいいのでしょうか。外環の工事自体がまだ 2～30 年もかかるから、要検討路線の話は、まだ十分に先の話として構わないということですか。当初、外環をやる上で必要な路線だと言っていたものが、要検討路線ということで、また宙づりになった気がします。別にやってくれということではなく、宙づりにされていること自体が問題です。(13 ページ)

これに対して、武田構成員から下記の通り回答があった。

(武田) 要検討路線というのは、都市計画法に基づく位置付けではありません。要検討路線は、優先整備が終わってからその次という誤解を与えてしまったかもしれませんが、特殊な事情があるということです。外環の 2 は、本線が当初は高架だったものが地下に状況が変わってしまったわけです。それに伴って外環の 2 をどうしようかということを検討しないとイケません。次に、40m で変わらないのかということですが、練馬区間については 40m を 22m に都市計画変更しました。それ以外の部分については、今、皆様と話し合いをさせていただく中で、幅員や廃止を含めて意見を頂戴し、ある程度の段階で取りまとめ、もっと広くご意見を頂戴し、東京都として一定の考え方の整理をしていく。そういう手続を経て次のステップに行く。

それまでは都市計画変更の手続はないので、40mのまま建築制限の規制がかかっています。事業どうこうではなく、できるだけ早く都市計画の考え方を整理したいというのが我々の思いです。

周辺道路との関係については、本線の出入口ができる部分については、それ相応に周りを整備していかなければいけないと考えています。また、それ以外の部分についても、対応の方針を国と都で発表させていただいて、その中でいろんな課題検討を網羅しています。それに基づいて区や市とも話しながら、進めさせていただいています。

宙づりになっているのかという部分ですが、建築制限を動かしようがなく、都市計画の変更の形が決まっていないので、できるだけ早くそういった状態を解消したいと思っていますところ。（14-15 ページ）

これに対して、小林構成員から下記の通り質問があった。

（小林） 今まで東京都の方が私どもにお話ししたのは、外環が通るから、その効用を十分に発揮させるために外環の 2 が必要なんだと。代替はいろいろ検討したけど、なかなか難しいんだと、そういうお話でした。そのための検討として、外環の 2 の幅員を縮小することや、代替路線を考えると書いていました。今の話だと、要検討路線だから検討がいつになるかはわからない、という状況に変わったのですか、ということをお聞きしたい。（15 ページ）

これに対して、武田構成員から下記の通り回答があった。

（武田） 効用を発揮するために必要だというお話だと思いますが、一つは、大泉ジャンクションの周辺を本線との関係で 1 キロ区間だけ外環の 2 として認可をとらせてくれという話をさせていただいています。そのときにはそこは必要ですということを強く言っていますし、そういった気持ちは今でも変わっておりません。

あと、練馬区について 40m を 22m にしたというのは、練馬区固有の要件の中で、練馬区としては何としてもやってほしいという強い要望がありました。我々としては、外環本線から遅れたとしてもできるだけ早く、そういった機能を発現するような道路はあったほうが良いという考えを持っています。

ただ、きちんとプロセスを明らかにして意見を聴いて検討せよと言われていたことを約束として守り、今それを実行しているところです。これは当時からずっと変わっていないと思っています。（17-18 ページ）

これらの意見に対して、司会者から下記の通り提案があった。

（司会） 建築制限について、用途地域によっても規制が違います。さっき、それを住民が知っているのかという質問がありましたので、どういう法律的建築制限があるのか、一度ペーパーでまとめてもらえますか。（18 ページ）

(武田) 用途地域ごとにどれぐらいの規模の建物、高さ、どういう構造のものが建てられるのかというものが、それに対しての規制でよろしいですか。  
(20 ページ)

(司会) 法律でいいんですよ。どういう法律があり、どういう規制が入っているか。実態の用途地域の規制もあるので、一回整理してもらえればと思っているのですが。(20 ページ)

(武田) わかりました。(20 ページ)

(司会) そういうことで皆さんに配ればわかりやすいかと思っています。(20 ページ)

これに対して、小林構成員から下記の通り意見があった。

(小林) 今まで外環の 2 がどうしても必要なのだということとをずっと説明されてのですが、やはり、住民の方とのいろいろな話し合いを十分にやることが必要です。工事する上で予算的にも十分に対応できない、時間的にも十分余裕があるので、要検討路線として少し時間をとろうというのが東京都の考え方だと思いました。(20 ページ)

引き続き、濱本構成員と大島構成員から下記の通り意見と質問があった。

(濱本) 武田さんの考え方が少しおかしいと思う。外環の本線が地下化になったために、外環の 2 は一体の計画だから要らないと私は言っているのです。今の武田さんの答弁を聞いていると、外環の 2 は別の道路だからつくらなければならないという考え方になっていますが、私はそうではないと思う。街路が地上部分なのは当たり前で、何も地上部分と言うことはないです。武田さんの今の答弁を聞いていると、何か外環の 2 がひとりりで新しい道路のような計画になっており疑問に思う。(21 ページ)

(大島) 練馬区の一部について、40mの幅員を 22mに変えたことによって、外環の 2 が本来有すべき防災効果は影響を受けないのかという点について、幅員が半分になるのだから、防災効果が大きく減殺されると考えているわけですが。安西構成員は、街路の幅員が広いほうが延焼遮断の効果というのは大きいですが、22mでも十分延焼遮断の効果は発揮されると考えていると発言している。そう主張するのであれば、データ、燃焼試験、あるいは、専門家のシミュレーション等を出してもらわないと、我々は判断できません。外環の 2 の全体の幅員を減らすことができるのであれば、都として支出すべき費用が減少されるほうが望ましいのではないですか。外環の地下化によって外環の 2 の存在価値を消滅したというふうに個人的には思っていますが、それを抜きにしても、外環の 2 の幅員を大幅に縮小するという案を

真剣にご検討いただいております。 (22 ページ)

これに対して、武田構成員から下記の通り回答があった。

(武田) 幅員については、こういった話し合いの意見を聴いて、東京都としての考え方を取りまとめていきたいと思っています。幅員だけではなく、廃止、あるいは40mでいくということになるのか、それはまだ腹を持っていないところです。

延焼遮断機能なのですが、22mも40mも同じというふうに思われてしまったら、それは謝罪するしかありません。確かに、22mより40mのほうが、延焼遮断機能があるのは当たり前です。ただ、22mでも延焼遮断機能として効果はあると思っています。

周りの建物とセットの考えで、幅員だけで全てを決めているわけではないと理解いただきたいと思います。 (23 ページ)

この意見に対して、司会者より下記の通り提案があった。

(司会) 幅だけではなく、風やいろんな条件があって延焼していく。またデータ等を求められましたが、実際の阪神・淡路などのデータがあるのでしょうか。できればそういうものも示してもらえるといいかと思います。 (23 ページ)

(武田) できるだけそういったものを探して、お示しできるものは用意したいと思っています。 (24 ページ)

引き続き、佐薙構成員から下記の通り意見と質問があった。

(佐薙) 練馬区は22mに変更し、こちらはこれからどうやっていくのですか。やはり40mでいくのですか。

それから、要検討路線と言っていますが、待ったなしで本線がシールドで発進するかもわからない。ランプの明かり部分については、地上に上がってこなくてはならない。40mでやってきたが、今後は22mに変更して要検討路線としてやる等、企業者として自信を持ってやってもらわないと、考えようがありません。

青梅街道の練馬区側は、22mに変更しました。この22mは片側一車線です。私は練馬に向かって五日市街道を日頃使っていますが、どこかで工事をしたら、一方が塞がる。こんな道路をつくることはない。あなたたちは知らないでしょうが、新しい南北道路ができると、これがまず青梅街道に入ってくるわけです。五日市へ入ってくる。井の頭通りへ入ってくる。要するに、吉祥寺はパンク状態。道路計画というのは、そういうことも含めて総合的に考えなければいけません。 (24-25 ページ)

これに対して、安西構成員と武田構成員から下記の通り回答があった。

(安西) 外環の2は、外環を地下化する前の平成18年に要検討路線に位置付け、その後、外環を地下化した際に、沿線区市からいただいた意見を踏まえて、今こうして皆さんのご意見を聴きながら、話し合いを進め、検討しているところです。先ほど、小林構成員から考え方が変わったというお話がありましたが変わっていません。早く結論を出さないのかというご批判かもしれませんが、まだ今、必要性から皆さんのご意見を聴いている段階だと考えています。

青梅街道インターチェンジは高速道路の外環として整備します。インターチェンジのために必要な土地や地下構造物は、外環事業として国交省が実施しますので、外環の2として用地を買うものではありません。(25ページ)

(武田) 40mがいいかどうかは、広く聴いて決めていきたいと思います。

ただ、本線が地下に行く際に片側2車線を3車線に変えたりして、かなりの交通量をそこで受け取れます。地上部については1万7、8千台あたりの交通量になるのではないかと推計が出ていますので、片側1車線で車は捌けるということで、たとえ40mの幅員で整備するとしても、車線が片側2車線になることは厳しいと思っています。

どんな幅員であれ、今やるとすれば片側1車線でやらせていただく。ただ、歩道広くなるとか、植樹帯の幅を大きくとれるとか、そういった交通処理機能以外の部分で40mをどう有効に使うのか、もしくは、そこまで要らないという話になるのか、ということかと思っています。ちなみに、練馬区については、歩道の幅員がしっかりし、植樹帯や自転車のレーンがあればという考えて22mということになりました。(26ページ)

武田構成員の回答に対して、佐薙構成員から下記の通り意見と質問があった。

(佐薙) 40mの幅員をとって、片側2車線が難しいというのは、かなりおかしな話です。40mの道路というのは、ヘリコプターも離着陸できるぐらいのかなりの広さがあります。言っていることがわからない。

青梅街道のランプについて、買収は国がやるかもしれませんが、結局、道路は今の路線に合ったすり付けをする。先走った話になるが、練馬区では絶対にインターチェンジをつくらせない、杉並区のさくら町では絶対に通させないという状況で、検討路線だという。もうこんな話はやめたらいいのではないかと思います。(26-27ページ)

これに対して、司会者から下記の通り提案があった。

(司会) 幅員構成については、簡単な図面をつくれるのではないかと。代表的な幅員で、40、22、それから、16mの幅員構成というような形で。そういうも



のを次回用意して、示してもらおうといいと思う。(27 ページ)

引き続き、濱本構成員から下記の通り質問があった。

(濱本) 結論的に、練馬の計画案はどこまで進んだのか。どの辺まで話がいつているのか。案を出しただけで、それで止まっているのですか。(27 ページ)

これに対して、安西構成員から下記の通り回答があった。

(安西) 練馬区間については、25年12月に3つの案をお示しして、その後、都市計画の素案ということで22m案を出させていただいて、昨年11月に都市計画の変更が決まりました。要検討路線としての検討は終わったところで、今後は事業化について検討していくことになります。(28 ページ)

これに対して、佐薙構成員から下記の通り質問があった。

(佐薙) 練馬区は22mで決定したのでしょうか。それで、こっちはまた40mでやるのですか、このまま。それを聞いている。(28 ページ)

これに対して、武田構成員から下記の通り回答があった。

(武田) 幅員だけではなく、廃止を含めて、もしくは代替路線、そういったこともあると思います。広く意見を聴いた上で、東京都が判断をしていきたいと考えています。ですから、現時点では決まっておられません。(28-29 ページ)

都市計画提案について、安西構成員から下記の説明があった。

(安西) 杉並区で外環の2の300mの区間を廃止するという都市計画法の規定に基づく提案がなされました。都としてはその提案を踏まえて、都市計画を変更しないと判断し、その後、手続を進めていくと報告しました。杉並区の意見としては、『区は「外環の2」については、その必要性を含めゼロベースで検討すべきとし、都には広く意見を聴きながら検討を進めることを求めてきた。現在、「話し合いの会」等にて、沿線住民の意見を伺っている段階であることから、外環の2全線の議論を注視すべきと考える。』ということでした。

その後、都市計画法第21条の5の規定により、都市計画審議会にいただいた提案を付議しました。その際、審議会委員の3名の方から意見がありました。こうした意見を踏まえて、都としては、提案を踏まえた都市計画の変更をする必要はないと判断し、先日、提案者の方にその旨とその理由

を通知したところです。(29 ページ)

これに対して、古谷構成員から下記の通り質問があった。

- (古谷) 杉並区の回答については一言も審議会で議論にならず、しかも、都の決定ではそのことは一切無視なんですか。また、3年以上も時間をかけてきた申請に対して、短時間で簡単に結論を出すというのは、あらかじめ決めた既定の方針どおりにやることを表したと解釈できるが、正しいでしょうか。  
(30 ページ)

これに対して、安西構成員から下記の通り回答があった。

- (安西) まず、杉並区の見解については、都市計画審議会で説明した上で審議いただき、3名の方からご意見をいただきました。杉並区の見解は、話し合いの会でこうして意見を聞きながら検討していくということなんだろうと私も受け止めています。  
次に、3年かかった理由ですが、都市計画提案は都市計画の決定や変更を求めることになりますので、都は規則を定め、都市の環境や機能が確保できるという資料の提出を提案者の方に求めています。結果として、提案者の方が資料を作成して都として受理するまでに3年を要したと認識しています。都は、受理するための書類や条件が整えば、速やかに受理するものだと考えています。  
最後に、既定の考え方通りなのかということですが、都市計画提案については、要件を満たせば受理した上で都として判断し、その判断について都市計画審議会の意見を聞いた上で提案者の方に通知するというのが法律の手続きですので、受理するまでは当然都としての方針はなく、受理した上で都として判断して手続を進めました。(30-31 ページ)

これに対して、古谷構成員から下記の通り質問があった。

- (古谷) どうやって審議したのかということをお前は聞いたのに、手続についての説明で時間をとっています。いつも無駄なことに時間をとって、ポイントのところはほとんどごまかして回答にしてしまう。  
道路審議会で、ピント外れの答えが出ているのは、杉並区でこういうことが出ているという注意を言う、あなた方の役割を果たしていないからではないのか。(31-32 ページ)

これに対して、安西構成員と武田構成員から下記の通り回答があった。

- (安西) どのように審議したかという話でしたので、杉並区の見解をこちらから説明した上で、3人の審議会委員の方から意見をいただいたと説明しました。  
(32 ページ)
- (武田) 東京都が出した照会に対して回答文を作るために、杉並区のほうで都市計

画審議会を開いていただきました。専門の方や区議会議員の方もいらっしゃると思います。そういった方から意見をいただいて、最終的に杉並区として答申をまとめ上げたものが、先ほど安西が読み上げた文書です。その文書を、都が今度は東京都の都市計画審議会に、説明させていただいて、意見を賜ったというのが今回の流れになっています。(32-33 ページ)

これに対して、古谷構成員から下記の通り意見があった。

(古谷) 杉並区の道路審議会で、一部として考えるのではなく、外環全体としてこの問題を考えなければならないという答えを出したはずです。ところが、都の道路審議会ではそのことを無視し、これは一部であるからという形で却下している。都の説明をする係として、そこにあなた方がいるのだから、その結論は、杉並区の要望からすればピンボケだということを、言わなければいけない責任が事務局にある。(33 ページ)

これに対して、武田構成員から下記の通り回答があった。

(武田) 杉並区からの意見は、先ほど安西が読み上げたとおりの文書です。それを正確に東京都の都市計画審議会に報告し、意見を頂戴しました。審議会は独立ですから、我々は説明を求められれば説明ができますし、質問があれば答えることができます。ただ、独立している機関の会議の中で、行政のメンバーでは、そこまで発言する権限は多分ないだろうと思います。(34 ページ)

これに対して、古谷構成員から下記の通り意見があった。

(古谷) 何かあるときには事務局が、後ろからこそそそと言っているでしょう。課長はそのところで、こそそそ言う役なんですよ。(34 ページ)

引き続き、西村構成員から下記の通り意見があった。

(西村) 杉並の住民たちが 3 年間をかけてこれだけのものをちゃんと作って出したことについて、こういう結論しか出ないというのは、初めからそのつもりだったのだろうと私は思います。これだけの住民の努力は、外環の 2 全体を止めたいという強い意志ではありませんか。その辺はおわかりですよ。この話を聞いたとき、隣町の住民として非常に私は憤ったことだけ伝えておきます。(35 ページ)

道路幅員について、佐薙構成員より下記の通り意見があった。

(佐薙) 幅員 40m でずっとやってきて、練馬区が青梅街道まで 22m でいくという計画が決まった。これからこの会議を続ける中で、これを 22m にして、今後主要課題として検討を続けていくのはどうですか。それと、40m で支障移転等の対象は何名いたのか。22m にすると、どれぐ

らい縮まるのか、圧縮されるのかということをおまに、調査費を使  
っていただき、資料を出してほしい。武蔵野市だけで結構である。名前は  
要らない。件数だけでいい。(35-36 ページ)

これに対して、武田構成員から下記の通り回答があった。

(武田) そういった要望があるということは承りたいと思います。ただ、練馬区  
の場合もどう線形をとるのかによって建物に当たる件数は全然違います。ま  
た、次回までとなると委託では間に合いません。大体の線を書いて、何棟  
ぐらいあるかはお話できると思いますが、その数字のひとり歩きは正直  
言って非常に怖いです。そういった誤解のないように理解いただけるので  
あれば、22m幅で何軒ぐらいあるかというのは、要望があれば数えてきま  
す。(36-37 ページ)

これに対して、佐薙構成員と濱本構成員から下記の通り意見があった。

(佐薙) 今までそちらからもらっている図面は 40mの幅員の図面である。これを  
22mにして、自分の家がかかるか、かからないのかが後で問題になっては  
いけないから、かかることにして、大体の線でやればいい。そうすると半  
分違うのですから、用地買収も。費用も違えば期間も違う。そういうもの  
を資料にしていけないと、この会がなかなか進まない。(37 ページ)

(濱本) 今言っているのは武蔵野でしょう。武蔵野側は 22mと私達は言っていない  
のだから、何もする必要はない。私たちは廃止してくれと言っているのだ  
から。22メートルの議論をする必要はありません。(38 ページ)

(佐薙) 18、22、40m、これは最初から計画は 22m なんです。幅員や都市計画  
は事業主体である東京都が決める。それを、練馬区の意向らしくして、向  
こうに責任をかぶせてやっているわけです。そういうふうにあやふやなや  
り方をしては困るわけです。やるならちゃんとやる、やらなきゃやめると、  
どっちかにしていただきたい。(38 ページ)

これらの意見に対して、司会者より下記の通り提案があった。

(司会) いろんな意見があるので、仮定でもなかなか難しい。40mで何軒ぐらいか  
かるのか、というのだったら、持っているし、また改めて、市の 2,500 分  
の 1 の地形図や、寸法のはっきりしたもので検討したらどうでしょうか。  
(39 ページ)

また、古谷構成員より下記の通り提案があった。

(古谷) 研究のときは最大のケースと最小のケースを出すのです。そうすれば、そ  
の間に入るのです。22mの場合の最大値、最小値を出す。それで、どう道  
路が走っているかとか、どこの家にひっかかっているかということ自体は

出す必要はないです。(39-40 ページ)

これに対し、武田構成員より下記の通り回答があった。

(武田) 最大は 40m、最小は全く決めておりません。また、その線がどこの線を通るかによっても、建物が当たるところ、当たらないところがあります。そういった線を示すということは我々はできません。  
線が 10cm ずれるだけで当たる、当たらないが出てきますので、現実的には不可能だと我々は思っていますので、申し訳ございませんが、お受けできません。(39-40 ページ)

再度、都市計画提案について濱本構成員より下記の通り意見と質問があった。

(濱本) 杉並の提案について。提案に参加された 153 人の気持ちを感じると、やはりここでもう一度どうにかならないかなと思います。  
受理しなかったということは、法律に基づいて、きちっと書類が出来なかったからだと思います。一番の問題は、提案者に調べてこいという内容。交通量や代替案など、それをやるために大体 3 年かかっている。素人にそれを出せと言うのは、酷なことです。東京都のこんな簡単な反対理由で、要らない、変更する必要がないというのは、失礼だと思う。その後に都計審に出すときに、提案者から補足で説明することがあったら出さないということで提案者は出されたと思うのですが、あなた方の見解は全然誠意を持って書いていないです。  
都計審では、3 人しか意見を出していません。今回の場合は意見を聞くだけの都計審で、言いつ放し、聞き放しで、それで決まりましたということになるわけです。東京都の職員の方々が、もう少し都民のことも考えて誠意を持ってやるべきではなかったのですか。(41 ページ)

これに対して、武田構成員より下記の通り回答があった。

(武田) 提案者が 3 年苦勞されたことを軽んじているつもりは決してありません。一個人の方にいろんなデータを出して欲しいという我々の要望については、非常に酷だと思われる部分もあるかもしれませんが、公平公正にしたいのです。公平公正に規則、法律にのっとった形でしか我々としてはできないので、そこはご理解をいただきたいと思います。(42 ページ)

これに対して、濱本構成員より下記の通り意見があった。

(濱本) 提案者のいろいろな質問に対して、十分な回答を行っていないところがあると思います。もし、提案者がこのところをもう一度説明して欲しいというようなことがあった場合は対応していただきたい。(42 ページ)

これに対して、武田構成員より下記の通り回答があった。

(武田) 都市計画審議会に意見を聴いて、きちんと回答しているので、それ以上のことをする考えは持っていません。また、ご本人の希望により全文を一言一句間違えないものをつくって審議会委員にお渡しをしています。(43 ページ)

### C. その他の事項

その他の事項について下記のとおり意見、司会者からの提案があった。

(黒木) この練馬の地図について 1 点意見を言わせていただきたい。この武蔵野の吉祥寺通りから練馬に行くところに道路があると思いますが、この地図では同じ幅になっています。実際は、同じ幅ではなく、吉祥寺のほうが広くて、練馬のほうは狭いです。大事なところで、ここをちゃんと正確にして欲しい。(43-44 ページ)

(司会) では、計画幅員を入れてもらえますか。現況はいいです。ネットワークという話もあったので、これに計画幅員を入れると、大体どこで幅員が違ってくるのかということもわかると思いますが、それでどうでしょうか。(44 ページ)

(黒木) それでいいと思います。(44 ページ)

(濱本) 次回は、今回のように 6 カ月ではなく、早急に開会できるように準備してもらい、日程を組んでいただきたい。(45 ページ)

(古谷) あまり前に今度は予定を決めろと言われても困ります。(45 ページ)

(司会) 全員の都合がつくのが難しく、また会場の都合等もある。なるべく早目という意見や、あまり早くても困るという意見もあります。その辺は調整を事務局に検討してもらおうということでよいですか。(45 ページ)

(武田) 次回、2 時間を 2 回に分けるとか、拡大版のような形で少し時間をとれるよう、ちょっと相談させていただいて、対応したいと思います。  
開催を早くということですが、例えば次回、連続でやろうという話になったときに、申し訳ないですが、議事録ができていない等の諸条件を許していただかないと、正直言ってできません。作業時間として、1 カ月で全てを整えて同じ条件でやるのは現実不可能なので、どこまでつくれば開催していいのか、妥協していただけるのかという点は構成員の皆様と相談させていただいた上で、早くできるものはやりたいと思っています。(45-46 ページ)

## 6. 確認された事項

- 第20回議事録・議事要旨は確認いただいた内容で公表する。
- 次第3 報告事項として、「平成15年と26年の方針」「練馬区内の都市計画道路の整備」「都市計画提案」につて、説明、質疑応答、意見交換を行った。

## 7. 次回以降に持ち越された事項

- ①黒木構成員提出資料（資料10-9）に関する質疑応答・意見交換
- ②古谷構成員提出資料（資料15-4）に関する質疑応答・意見交換
- ③これまで出された資料に関する質疑応答・意見交換